



令和7年度 群馬県介護テクノロジー定着 支援事業の募集について

令和7年7月 群馬県地域福祉課福祉人材確保対策室



内容

■ 令和6年度からの変更点





令和6年度からの変更点

- 申請区分の統合
- 介護テクノロジーの重点分野の拡充
- 付帯費用の考え方
- その他の対象
- 介護ソフトの上限額
- パッケージ型導入支援の内容変更
- 業務改善支援の内容変更
- 補助要件の変更





令和6年度からの変更点

- ☑ 申請区分の統合
- ☐ 介護テクノロジーの重点分野の拡充
- ☐ 付帯費用の考え方
- ☐ その他の対象
- ☐ 介護ソフトの上限額
- ☐ パッケージ型導入支援の内容変更
- ☐ 業務改善支援の内容変更
- ☐ 補助要件の変更



申請区分の統合

R6年度申請区分

- 介護ロボット
- その他
- ICT等の導入支援
- パッケージ型導入支援
- 業務改善支援



R7年度申請区分

- 介護テクノロジー
(次階層で重点分野とその他に分割)
- パッケージ型導入支援
- 業務改善支援

- その他は介護テクノロジーに統合
- ICT等の導入支援は介護テクノロジーの付帯費用及びパッケージ型導入支援に分割して統合

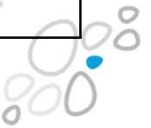




申請区分の統廃合

【申請区分まとめ】

区分		概要	補助率	補助上限額
介護テクノロジー	重点分野	重点分野に該当する介護テクノロジー (介護ソフトも含む。)	3/4	機器により1台あたり 30万円又は100万円 介護ソフトは 100万円～250万円
	その他	介護ロボットに該当しないが、介護職員の生産性向上に寄与する機器		1台あたり100万円
パッケージ型導入支援		介護業務支援×連動させることで効果が高まるテクノロジー		400万円
業務改善支援		他区分の事業をより効果的に実施できるようにするための支援		45万円 





令和6年度からの変更点

- ☐ 申請区分の統廃合
- ☒ 介護テクノロジーの重点分野の拡充
- ☐ 付帯費用の考え方
- ☐ その他の対象
- ☐ 介護ソフトの上限額
- ☐ パッケージ型導入支援の内容変更
- ☐ 業務改善支援の内容変更
- ☐ 補助要件の変更





介護テクノロジーの重点分野の拡充

R6年度6重点分野

- ① 移乗支援
- ② 移動支援
- ③ 排泄支援
- ④ 見守り
 - ・ コミュニケーション
- ⑤ 入浴支援
- ⑥ 介護業務支援





介護テクノロジーの重点分野の拡充

R7年度 9重点分野 16項目

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ①移乗支援（装着） | ⑨見守り・コミュニケーション（施設） |
| ②移乗支援（非装着） | ⑩見守り・コミュニケーション（在宅） |
| ③移動支援（屋外） | ⑪見守り・コミュニケーション |
| ④移動支援（屋内） | （コミュニケーション） |
| ⑤移動支援（装着） | ⑫入浴支援 |
| ⑥排泄支援（排泄物処理） | ⑬介護業務支援（介護ソフト含む。） |
| ⑦排泄支援（排泄予測・検知） | ⑭機能訓練支援（New） |
| ⑧排泄支援（動作支援） | ⑮食事・栄養管理支援（New） |
| | ⑯認知症生活支援・認知症ケア支援（New） |

介護テクノロジーの重点分野の拡充

補助対象機器のカタログ化

補助金の対象となる機器

TAISに掲載されている機器は、原則補助対象です

福祉用具情報システム (TAIS) テクノエイド協会 <https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>

介護テクノロジー（介護ロボット）のカテゴリから探す 調整中

移動支援（装着）	移動支援（非装着）	移動支援（履外）	移動支援（履内）	移動支援（装着）	排泄支援（排泄物処理）	排泄支援（排泄予測・検知）	排泄支援（動作支援）
見守り・コミュニケーション（施設）	見守り・コミュニケーション（在宅）	見守り・コミュニケーション（コミュニケーション）	入浴支援	介護業務支援	機能訓練支援	食事・栄養管理支援	認知症生活支援・認知症ケア支援

介護記録ソフト

介護テクノロジーの重点分野（9分野16項目）

TAISに未掲載の介護テクノロジー ※都道府県が判断

介護記録ソフトについては、カタログやこれらの情報を参考に、実際の業務改善計画書に即して、必要性を判断する

- ケアプランデータ連携標準仕様ベンダー試験結果
- 厚生労働省 介護ソフト機能調査結果※



令和6年度からの変更点

- ☐ 申請区分の統廃合
- ☐ 介護テクノロジーの重点分野の拡充
- ☒ 付帯費用の考え方
- ☐ その他の対象
- ☐ 介護ソフトの上限額
- ☐ パッケージ型導入支援の内容変更
- ☐ 業務改善支援の内容変更
- ☐ 補助要件の変更



付帯費用の考え方

付帯費用とは？

介護テクノロジーのうち、「重点分野」に該当するテクノロジーを導入する際に導入に付帯して必要となる経費

Wi-Fi工事



PC



PC,タブレットなどの情報端末で
補助対象として認められるのは
1台あたり10万円まで

タブレット端末



機器と併せて導入する場合
補助対象！

(これらの機器だけを導入する場合は補助対象となりません。)



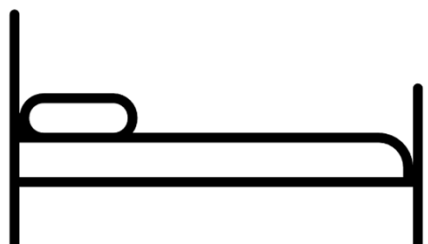
付帯費用の考え方

付帯費用

区分		概要	補助率	補助上限額
介護テクノロジー	<u>重点分野</u>	<u>重点分野に該当する介護テクノロジー（介護ソフトも含む。）</u>	3/4	<u>機器により1台あたり30万円又は100万円</u> <u>介護ソフトは100万円～250万円</u>
	その他	介護ロボットに該当しないが、介護職員の生産性向上に寄与する機器		1台あたり100万円
パッケージ型導入支援		介護業務支援×連動させることで効果が高まるテクノロジー		400万円
業務改善支援		他区分の事業をより効果的に実施できるようにするための支援		45万円

付帯費用の考え方

センサー付きベッド
を購入



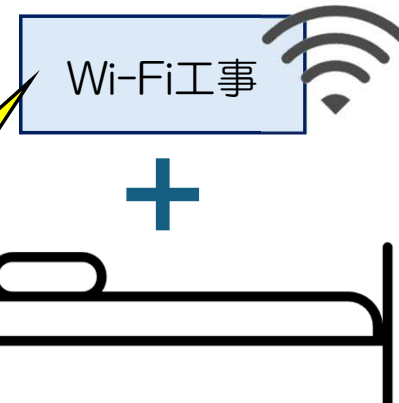
でも...

センサーからの通知
を受け取るには
Wi-Fi環境が必要！



付帯費用

Wi-Fi工事と一緒に
やれば補助対象に！



付帯費用の考え方

実際の補助額（介護ロボット等の場合）

補助上限額と原則の補助額を比較して少ない額が実際の補助額

$$\text{補助上限額} = \text{導入台数} \times \text{1台あたりの補助上限額}$$

重点分野「移乗支援」「入浴支援」に該当する機器は1台あたり**100万円**
それ以外の重点分野の機器（介護ソフト以外）については1台あたり**30万円**が上限です。

比較して、少ない額

利用者定員の2割が上限

$$\text{原則の補助額} = \left(\text{導入台数} \times \text{1台あたりの実支出額} + \text{付帯費用} \right) \times \frac{3}{4}$$



付帯費用の考え方

実際の補助額（介護ロボット等の場合）

例）見守りセンサーベッド（12万円／台）5台と併せてWi-Fi工事（100万円）を実施する場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{補助上限額} \\ \hline 150\text{万円} \\ \hline \end{array} = 5\text{台} \times 30\text{万円}$$



比較して、少ない額

実際の補助額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{原則の補助額} \\ \hline 120\text{万円} \\ \hline \end{array} = \left(5\text{台} \times 12\text{万円} + 100\text{万円} \right) \times 3/4$$

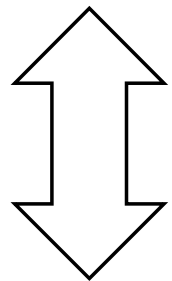


付帯費用の考え方

実際の補助額（介護ソフトの場合）

例）介護ソフト（200万円）と
併せてWi-Fi工事（100万円）を実施する場合

補助上限額
250万円



比較して、少ない額

実際の補助額

原則の補助額
225万円

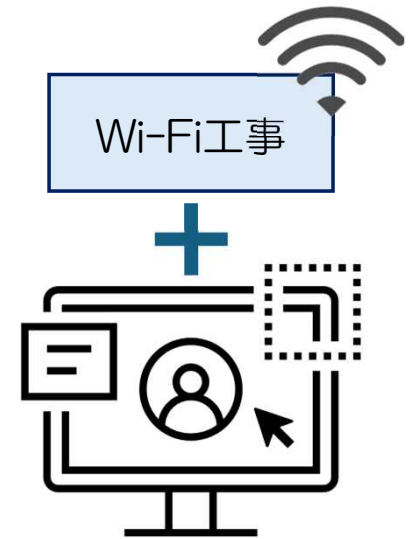
=

200万円

+

100万円

× 3 / 4





令和6年度からの変更点

- ☐ 申請区分の統廃合
- ☐ 介護テクノロジーの重点分野の拡充
- ☐ 付帯費用の考え方
- ☒ その他の対象
- ☐ 介護ソフトの上限額
- ☐ パッケージ型導入支援の内容変更
- ☐ 業務改善支援の内容変更
- ☐ 補助要件の変更



その他の対象

その他の対象となる機器

介護従事者の身体的負担の軽減



間接業務時間の削減など
業務の効率化



介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として
有効であり、介護サービスの質の向上につながる機器

その他の対象

例示されているもの

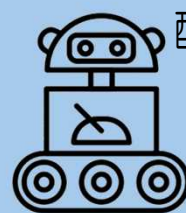
床走行式リフト



加熱・冷蔵機能付配膳車



配膳ロボット



その他の対象の補助上限額は、
1台あたり100万円です。

バックオフィスソフトなど



インカム



その他の対象

何が変わるのか？



付帯費用の考え方が適用されるのは
介護テクノロジーの重点分野に該当する機器の導入だけ



その他には付帯費用の考え方が適用されない



通信環境整備は何かとセットでないと導入することができない



インカムやバックオフィスソフトを活用するために
Wi-Fi環境整備事業を行うことはできない





令和6年度からの変更点

- ☐ 申請区分の統廃合
- ☐ 介護テクノロジーの重点分野の拡充
- ☐ 付帯費用の考え方
- ☐ その他の対象
- ☒ 介護ソフトの上限額
- ☐ パッケージ型導入支援の内容変更
- ☐ 業務改善支援の内容変更
- ☐ 補助要件の変更





介護ソフトの上限額

【原則の考え方】

職員数によって合計金額が変動する契約の場合
(職員数に応じたライセンス数で契約するような場合)

職員数（申請時点）	補助上限額
1名以上10名以下	100万円
11名以上20名以下	150万円
21名以上30名以下	200万円
31名以上	250万円

それ以外の契約の場合

一律250万円





介護ソフトの上限額

【プラス α 】

訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防を含む。）であって

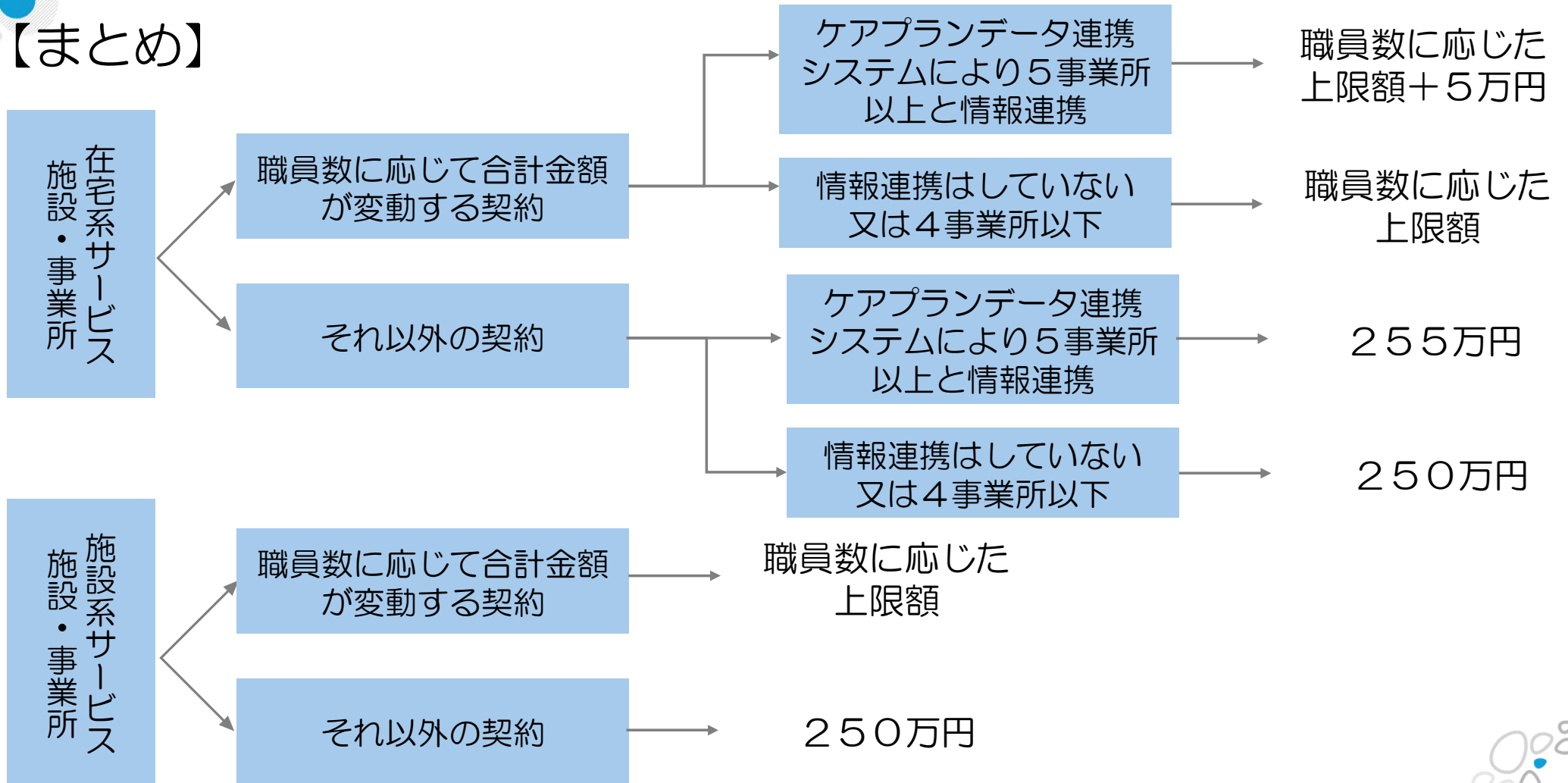
令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合

補助上限額に5万円が加算



介護ソフトの上限額

【まとめ】





令和6年度からの変更点

- ☐ 申請区分の統廃合
- ☐ 介護テクノロジーの重点分野の拡充
- ☐ 付帯費用の考え方
- ☐ その他の対象
- ☐ 介護ソフトの上限額
- ☒ パッケージ型導入支援の内容変更
- ☐ 業務改善支援の内容変更
- ☐ 補助要件の変更





パッケージ型導入支援の内容変更

【昨年度】

補助上限額は**400万円**です。

【今年度】

【パッケージ型導入】

介護ロボット×介護ロボット
介護ロボット×ICT

【見守り機器の導入に伴う 通信環境整備】

Wi-Fi工事やインカム導入等

介護業務支援に該当する機器

×

連動させることで
より効果が高まると
判断できるテクノロジー

介護ソフトを導入する場合に限り、

パッケージ型導入支援による補助対象になります！

- 介護業務支援に該当する機器は主に**介護ソフト**を想定している。
- 介護業務支援×介護業務支援でもOK
- 連動させるテクノロジーには通信環境整備や情報端末も該当する。

パッケージ型導入支援の内容変更

パッケージ型導入支援の導入例

介護ソフトと見守りセンサーを
連携させて、センサーのデータを
自動的に介護記録に反映したい・・・

まとめて補助対象に！

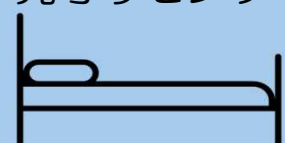
介護ソフト



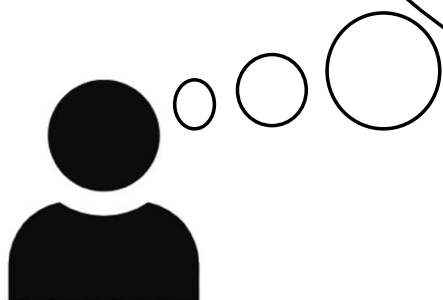
情報端末



見守りセンサー



Wi-Fi



パッケージ型導入支援の内容変更

実際の補助額（パッケージ型導入支援）

例）介護ソフト（200万円）、見守りセンサー（20万円／台）5台、
情報端末（12万円／台）5台、Wi-Fi設備（100万円）を併せて導入する場合

補助上限額
400万円

比較して、少ない額

実際の補助額

原則の補助額
345万円

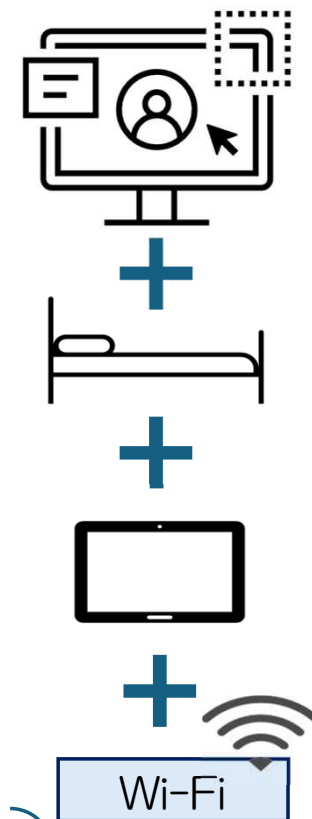
介護ソフト
200万円

見守りセンサー
100万円

情報端末
60万円

Wi-Fi
100万円

× 3 / 4





令和6年度からの変更点

- ☐ 申請区分の統廃合
- ☐ 介護テクノロジーの重点分野の拡充
- ☐ 付帯費用の考え方
- ☐ その他の対象
- ☐ 介護ソフトの上限額
- ☐ パッケージ型導入支援の内容変更
- ☒ 業務改善支援の内容変更
- ☐ 補助要件の変更



業務改善支援の内容変更

【昨年度】

- ①第三者による業務改善支援
- ②介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等

【今年度】

補助金の要件

- ①「**介護職場サポートセンターぐんま**（通称：**介サポぐんま**）」によるセミナーの受講
- ②コンサルティング会社等による業務改善支援

- より生産性向上に特化した内容が対象となる。
- 職員のスキルアップ研修や導入した機器の操作説明等は対象外なので注意。
- **①又は②に掲げる支援を受けることが、本補助金の要件の1つとなります。**



令和6年度からの変更点

- ☐ 申請区分の統廃合
- ☐ 介護テクノロジーの重点分野の拡充
- ☐ 付帯費用の考え方
- ☐ その他の対象
- ☐ 介護ソフトの上限額
- ☐ パッケージ型導入支援の内容変更
- ☐ 業務改善支援の内容変更
- ☒ 補助要件の変更



補助要件の変更

【R7から追加された補助要件】

令和7年7月7日に開催された介サポぐんまによる「介護テクノロジー導入支援セミナー」に参加した場合、本要件を満たします。

①業務改善支援において実施する、コンサルティング会社等による業務改善支援
または、介サポぐんまが開催するセミナーを受講すること

②業務改善計画や業務改善の取組の実施にあたって、介サポぐんまに相談すること

本補助金申請の際に添付する「業務改善計画書」の提出をもって本要件を満たします。

③入所系サービス施設・事業所の場合、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置すること

既に本要件に該当する委員会を設置している場合は、本要件を満たします。

④通所系サービス施設・事業所及びケアプラン標準仕様の対象サービス施設・事業所は、令和7年度内に「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること





補助要件の変更

【委員会設置が必要なサービス】

- 短期入所療養介護
 - 特定施設入居者生活介護
 - 認知症対応型共同生活介護
 - 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
 - 地域密着型介護老人福祉施設
 - 介護老人保健施設
 - 介護予防短期入所生活介護
 - 介護予防特定施設入居者生活介護
 - 介護予防認知症対応型共同生活介護
 - 短期入所療養介護
 - 小規模多機能型居宅介護
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 介護老人福祉施設
 - 介護医療院
 - 介護予防短期入所療養介護
 - 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 



補助要件の変更

【令和7年度中のケアプランデータ連携システム利用開始が必須のサービス①】

- 訪問介護
- 訪問看看護
- 通所介護
- 福祉用具貸与
- 短期入所生活介護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 居宅介護支援
- 訪問入浴介護
- 訪問リハビリテーション
- 通所リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 短期入所療養介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 地域密着型通所介護
- 看護小規模多機能型居宅介護



補助要件の変更

【令和7年度中のケアプランデータ連携システム利用開始が必須のサービス②】

- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ・介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
- ・介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- ・介護予防認知所対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- ・介護予防支援
- ・訪問型サービス（独自）
- ・訪問型サービス（独自／定率）
- ・通所型サービス（みなし）
- ・通所型サービス（独自／定率）
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・訪問型サービス（みなし）
- ・訪問型サービス（独自）
- ・訪問型サービス（独自／定額）
- ・通所型サービス（独自）
- ・通所型サービス（独自／定額）



Q & A

Q1 情報端末については、デスクトップパソコンも対象になりますか？

A1 はい。タブレット端末やノートパソコンだけでなく、デスクトップパソコンも対象です。

Q2 情報端末について、台数の制限はありますか？

A2 補助上限額以内であれば台数の制限はありません。

Q3 Wi-Fi工事やパソコン、タブレット端末等のみの導入でも補助対象になりますか？

A3 Wi-Fi工事やパソコン、タブレット端末等のみの導入の場合は補助対象になりません。
重点分野に該当する介護テクノロジーの導入に係る付帯費用またはパッケージ型導入支援による導入の場合に限り補助対象となります。

Q4 介護テクノロジーの導入に関して、いくつかの機種を同時に導入する場合はそれぞれで補助対象となりますか？

A4 導入目的が異なる場合はそれぞれの機種が補助対象となります。同一目的のために導入する機器については、1機種に限り補助対象となります。





Q & A

Q5 令和7年7月7日の介護テクノロジー導入支援セミナーに参加できませんでした。
もう補助要件を満たすことはできないのでしょうか。

A5 9月頃に補助要件を満たすセミナーを介サポぐんまで実施予定です。
また、介護テクノロジー導入支援セミナーに参加できなかった場合でも、業務改善支援に
おけるコンサルティング会社等による業務改善支援を受けるか、厚生労働省委託事業に
よる「生産性向上ビギナーセミナー（全1回）」及び「生産性向上フォローアップセミナー
（全2回）」の両方を受講することにより要件を満たすことができます。





お問い合わせ方法

令和7年度
群馬県介護テクノロジー定着支援事業
補助金専用のお問い合わせフォームを
設置しました。

当事業へのお問い合わせは、こちらの
フォームをご利用ください。

※お問い合わせフォームのリンクは、
群馬県ホームページにも掲載しています。

令和7年度 群馬県介護テクノロジー定
着支援事業補助金 お問い合わせフォー
ム

